

様式第八（第十八条、第三百三十二条、第七百七十七条関係）

休 止 届 書  
廃 止 届 書  
再 開 届 書

業 務 の 種 別		
許 可 番 号 及 び 年 月 日		第 号 年 月 日
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名 称	
	所 在 地	江東区
休 止、廃 止 又 は 再 開 の 年 月 日		平 成 年 月 日
備 考		

上 記 に よ り、 休 止 廃 止 の 届 出 を し ま す 。  
再 開

平 成 年 月 日

住 所

〔 法 人 に あ っ て は、主 たる 事 務 所 の 所 在 地 〕

氏 名

〔 法 人 に あ っ て は、名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

印

電 話 番 号 ( )

担 当 者 名

江 東 区 保 健 所 長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業(指定視力補正用レンズのみの販売業又は賃貸業を除く。)、指定視力補正用レンズのみの販売業若しくは賃貸業、特定管理医療機器の販売業若しくは賃貸業(補聴器又は家庭用電気治療器以外の特定管理医療機器を販売又は賃貸する場合に限る。)、補聴器若しくは家庭用電気治療器のみの販売業若しくは賃貸業、補聴器及び家庭用電気治療器のみの販売業若しくは賃貸業、管理医療機器(特定管理医療機器を除く。)の販売業若しくは賃貸業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあっては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあっては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は賃貸業にあっては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業又は賃貸業の届出を行った年月日を記載すること。
- 6 休止の場合には、休止、廃止、又は再開の年月日欄に「 年 月 日まで休止の予定」と付記すること。
- 7 配置販売業に会っては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 8 認定外国製造業者にあっては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。また、署名をもって押印に代えることができるものとする。